

収入金額の計上基準

Q : 収入金額をいつ計上するかによって、その年度の所得が違ってきますが、計上基準はどのようになっているのですか？

A : 次のように定められています。

【解説】

収入金額の原則的な計上は、税法上、次のように定められています。

- ① 棚卸資産の販売による収入金額
その引渡しがあった日
引渡しがあった日とは、出荷した日、相手が検収した日など棚卸資産の種類や性質、その販売の契約内容などに応じて合理的な日のうち継続して適用している日とされています。
- ② 棚卸資産の販売が試用販売である場合
相手が購入の意思を表示した日
- ③ 棚卸資産の販売が委託販売である場合
受託者がその棚卸資産を販売した日
売上計算書が1ヶ月以内の一定期間ごとに送付されており、継続してその売上計算書の到達日で計上している場合はそれが認められます。
- ④ 物の引渡しを要する請負契約
その目的物の全部を完成して引渡した日
- ⑤ 物の引渡しを要しない請負契約
契約により役務の提供を完了した日
- ⑥ ⑤以外の人的役務の提供
その人的役務の提供を完了した日
- ⑦ 金銭以外の資産の貸付けによる賃貸料
その年に対応するものについてはその年の末日

